

平成22年3月3日

長野市長 鷲澤 正 一 様

長野市中心市街地活性化連絡協議会
会長 北 村 正 博

認定長野市中心市街地活性化基本計画の変更について（回答）

平成22年2月8日付け21まち第140号で協議のありました標記の件について、本協議会は平成22年3月3日開催の総会において、下記のとおり協議会の意見として決議しましたので変更内容を了承します。

記

本協議会の意見

① 「当初から基本計画に位置付けがある『14. 善光寺表参道景観づくり推進事業』について国の支援策を活用するため『(4) 国の支援策がない事業』から『(2) ①認定と連携した特例措置に関する事業』に位置づけを変更。併せて実施時期を延長するもの。」については、

- ・認定のメリットを生かして国の支援策を活用することができること。

② 「当初から基本計画に位置付けがある次の3事業（4. 市道長野大通り線歩道整備事業、18. 長野駅善光寺口顔づくり事業、21. 中央通り歩行者優先道路化事業）について、国の支援策（まちづくり交付金）の支援期間等を延長するため変更するもの」については、

- ・国の支援策を引続き活用することができること。

③ 「新たに次の4事業（51. 長野大通り線自転車道整備事業、52. 市道長野西87号線整備事業、53. 市道長野西203号線外四線整備事業、54. 権堂B-1地区市街地再開発事業）を追加するもの」については、

- ・自転車交通の利便性が図られ、中心市街地における来街者の回遊性がより一層高まることが期待できること。【No.51】
- ・各小路の石畳風舗装により街の景観及び魅力向上に繋がること。【No.52、53】
- ・善光寺と長野駅の間に位置する権堂地区の再開発は、文化拠点施設と商業施設等の整備により、来街者の増加と更には中心市街地全体への活性化波及効果を期待するものである。

なお、新しく整備する市民会館においては、隣接の商業施設や商店街と連携し、より多くの市民が訪れることができるような施設整備や運営にご配慮いただきたいこと。【No.54】

- ④ 「事業の実施時期や実施主体の名称変更など、支援措置に関わらない変更」については、
- ・実施主体の明確化により、事業推進に期待がもてること。

以上の観点から、変更内容は中心市街地活性化及び賑わい創出に大きな効果が期待できるものと認識しています。よって、協議のありました基本計画の変更内容について、本協議会は賛同します。なお、事業実施にあたりましては、本協議会の意見についてご配慮いただくようお願いいたします。